

～ データやデジタル技術の活用などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、データやデジタル技術を活用し、納税者が簡単・便利に申告や納税を行えるよう様々な利便性向上施策や情報発信に取り組み、納税者サービスの充実を図っています。

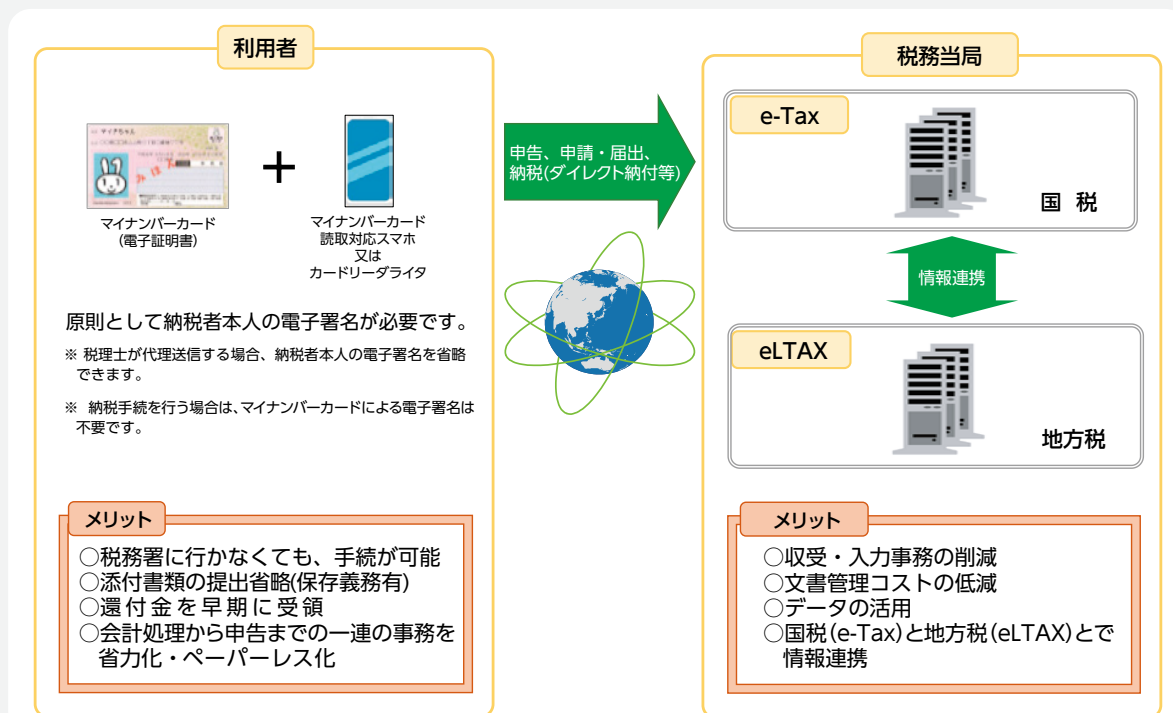
1 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの利用拡大に向け、各種施策を強力に推進 ～

e-Taxを利用することで、国税に関する申告、申請・届出、納税の各種手続をオンラインで行うことができます。

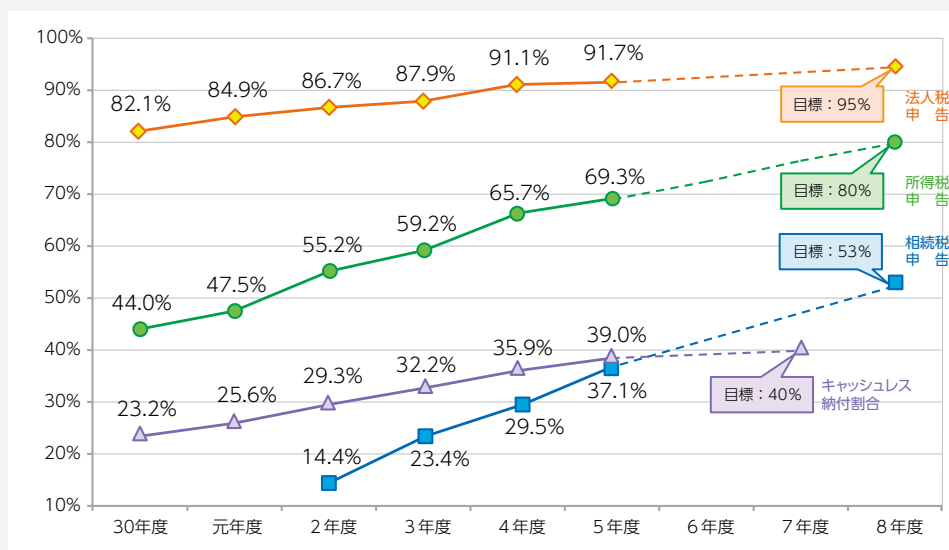
e-Taxの利用拡大に向け、利便性を高める各種施策を強力に推進しており（コラム1 参照）、オンライン利用率は順調に増加しています。

■ e-Taxの概要



■ オンライン利用率

オンライン利用率目標を設定し、利用率の更なる向上を目指します。



- ※1 令和5(2023)年度の各計数は速報値です。なお、確定値は、令和6(2024)年10月頃にe-Taxホームページで公表予定です。
- ※2 主な手続の利用率を掲載しています。その他の手続についてはe-Taxホームページをご覧ください。
- ※3 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。



e-Taxホームページ
「令和4年度におけるe-Taxの利用状況等について」

コラム

e-Taxの利便性向上

1 e-Taxに登録された法人情報等を閲覧できる「マイページ」の提供【令和5(2023)年9月実施】

令和5(2023)年1月に提供した個人の方向けの「マイページ」に加え、法人の方向けの「マイページ」を提供しました。

法人の方向けの「マイページ」では、e-Taxに登録されている法人名称、納税地や登録している金融機関といった法人情報に加え、中間申告分の法人税額・地方法人税額等の各税目に関する情報を確認することができます。

※ 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ「マイページ」



マイページ(法人)の画面イメージ

2 e-Taxソフトの各種WEBシステムを統合【令和6(2024)年5月実施】

e-Taxで提供している各種WEBシステム(受付システム、e-Taxソフト(WEB版)、e-Taxソフト(SP版))を統合し、利用者目線に立った導線に整理することにより、よりe-Taxが利用しやすくなりました。

また、スマートフォン・タブレット、パソコンのどちらからも利用しやすいデザインになるようUI/UXを改善しました。

※ 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ「e-Taxの各種WEBシステムを統合し、機能を改善しました。」

2 確定申告

～ 所得税の申告人員は2,324万人。半数以上は還付申告 ～

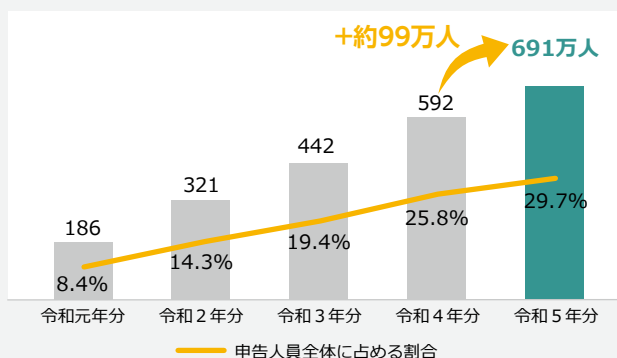
確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。令和5（2023）年分の所得税の確定申告書の提出人員は2,324万人に上り、国民の5人に1人が確定申告を行っていることになります。そのうち、還付申告の提出人員は、1,350万人を超え、半数以上を占めています。

(1) 自宅からのe-Taxによる申告の推進

国税庁では、確定申告会場へ来場することなく、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用して、自宅から納税者ご自身でe-Taxによる申告をしていただくことを推進しています。

なお、令和5（2023）年分の確定申告では、納税者ご自身による自宅からのe-Taxをされた方が691万人と、前年分である令和4（2022）年分から99万人増加しました。

■ 自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の推移



令和5年分確定申告人員		万人
		2,324
自宅等からのe-Tax		1,182
納税者本人による送信		691
スマートフォン等		316
税理士による代理送信		492
確定申告会場からのe-Tax		256
地方公共団体会場からのe-Tax		167

～ 「確定申告書等作成コーナー」の提供 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人事業者の消費税等、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができ、作成した申告データはそのままe-Taxで送信できます。

なお、マイナポータルと連携することで、給与、公的年金等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、申告書の該当項目に金額等を自動入力することができます。



確定申告書等作成コーナー

■ スマートフォンを利用した所得税申告について

「確定申告書等作成コーナー」では、より多くの方にご自宅からご利用いただけるよう、スマートフォンで見やすい専用画面を用意するなどの取組を進めています。

また、スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、確定申告書等作成コーナーへ自動入力することができます。

スマホ専用画面の対象範囲

【収入関係】

- 事業所得
- 不動産所得
- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)

【控除関係】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金等特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

※ スマホ専用画面は、作成可能な年分のうち、最新年分のみご利用になれます。



～ 「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxにより提出する方は年々増加 ～

令和5(2023)年分の確定申告期においては、「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等からe-Taxで申告書を提出した方は、税理士の代理送信を含めて646万人で、平成27(2015)年分以降、利用者は年々増加しています。また、「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で申告書を提出した方は321万人と、前年分である令和4(2022)年分の351万人から減少し、書面からe-Tax申告への移行が更に加速しています。なお、646万人のうち、約316万人がスマートフォン等で確定申告書を作成しています。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 入場整理券による確定申告会場の混雑緩和 ～

確定申告期間中は、確定申告会場への入場に「入場整理券」を配付することで確定申告会場の混雑緩和を図っています。

入場整理券は各会場で当日配付するほか、オンラインによる事前発行も可能です。

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談を平日以外にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の特定の日曜日に一部の税務署を対象として申告書の受付や申告相談などを実施しています。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で所得税申告書等のデータを相互に提供するなどの取組を進めています。

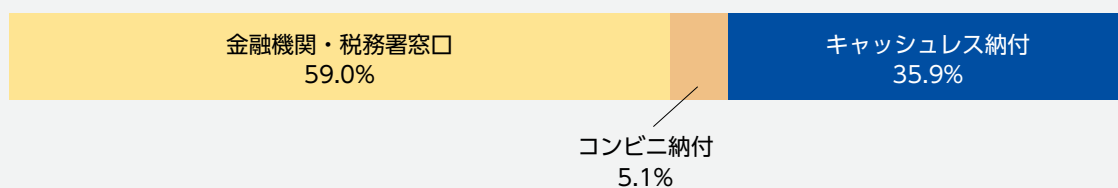
3 キャッシュレス納付の推進

～ 簡単・便利なキャッシュレス納付環境の構築 ～

国税の納付については、現状、全体の約6割強が金融機関・税務署の窓口やコンビニで行われています。「納税者利便の向上」、「業務の効率化」、「非接触での税務手続の実現」を図るため、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とする目標を設定し、利用拡大に向けて取り組んでいます。

また、キャッシュレス納付の周知・広報や利用勧奨に当たっては、日本銀行や地方税当局、金融機関などといった関係機関と連携して取り組んでいます。

■ 国税の納付手段別納付割合：令和4（2022）年度実績（件数ベース）



～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても、次のような多様な納付手段を導入することで、納税者利便の向上を図っています。



納税に関する
総合案内

(1) キャッシュレス納付による納付手段

振替納税【申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能】

あらかじめ振替依頼書を提出することで、指定した預貯金口座からの口座引落しにより納付する手続です。税務署又は金融機関に振替依頼書を提出していただくか、e-Taxにより振替依頼書を提出していただくことで、次回以降も自動的に振替納税が行われます。申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人の方に便利な手続となっています。

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)【全税目で利用可能】

あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で、即時又は期日を指定して預貯金口座からの振替により納付する手続です。税務署に利用届出書を提出していただくか、e-Taxにより利用届出書を提出（個人の方、かつ、ご利用いただく金融機関がオンライン提出に対応している場合に限り）していただくことで、利用できるようになります。e-Taxで申告される方、特に毎月の源泉所得税など頻繁に納付手続を行う方に便利な手続となっています。なお、令和6（2024）年4月以降、e-Taxで申告等データを送信する際に、法定納期限前日までにダイレクト納付を行う旨の意思表示（チェックボックスにチェックを入れる）を行うだけで、法定納期限当日*に自動で口座引落しを行えるようになりました。

* 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

インターネットバンキングなどを利用した電子納税【全税目で利用可能】

あらかじめe-Taxの利用開始届出書を提出することで、ペイジー (Pay-easy) に対応した金融機関のインターネットバンキングやATMを利用して納付する手続です。

クレジットカード納付【全税目で利用可能】

専用のWeb画面(国税クレジットカードお支払サイト)において、クレジットカード情報を入力し、納付する手続です。

- ※1 納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)
- ※2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

スマホアプリ納付【全税目で利用可能】

専用のWeb画面(国税スマートフォン決済専用サイト)において、利用可能なPay払いを選択し、納付する手続です。

- ※1 納付可能な金額は30万円以下となります。
- ※2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

(2) キャッシュレス納付以外の納付手段

コンビニ納付【源泉所得税自主納付分を除き、全税目で利用可能】

次のいずれかの方法により、コンビニエンスストアで納付する手続です。

- ① スマートフォンやご自宅等のパソコンなどでQRコードを作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末にQRコードを読み取らせて出力された納付書で納付する方法
- ② 所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局や税務署が発行するバーコード付納付書で納付する方法

- ※1 納付可能な金額は30万円以下となります。
- ※2 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

現金納付【全税目で利用可能】

現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署で納付する手続です。

4 マイナンバー制度への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関となるとともに、マイナンバー（個人番号）及び法人番号の利活用機関となっています。

マイナンバー制度の概要については
[デジタル庁ホームページ](#)をご確認ください。



デジタル庁
ホームページ



マイナちゃん

イ マイナンバー（個人番号）

マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号です。

現在、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策など、法令や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号は、マイナンバーと異なり、利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用できます。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、厳格な本人確認が求められます。

マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページに[マイナンバー制度の特設サイト](#)を設けてよくある質問（FAQ）などを掲載しているほか、積極的な周知・広報に取り組んでいます。



マイナンバー制度の
特設サイト

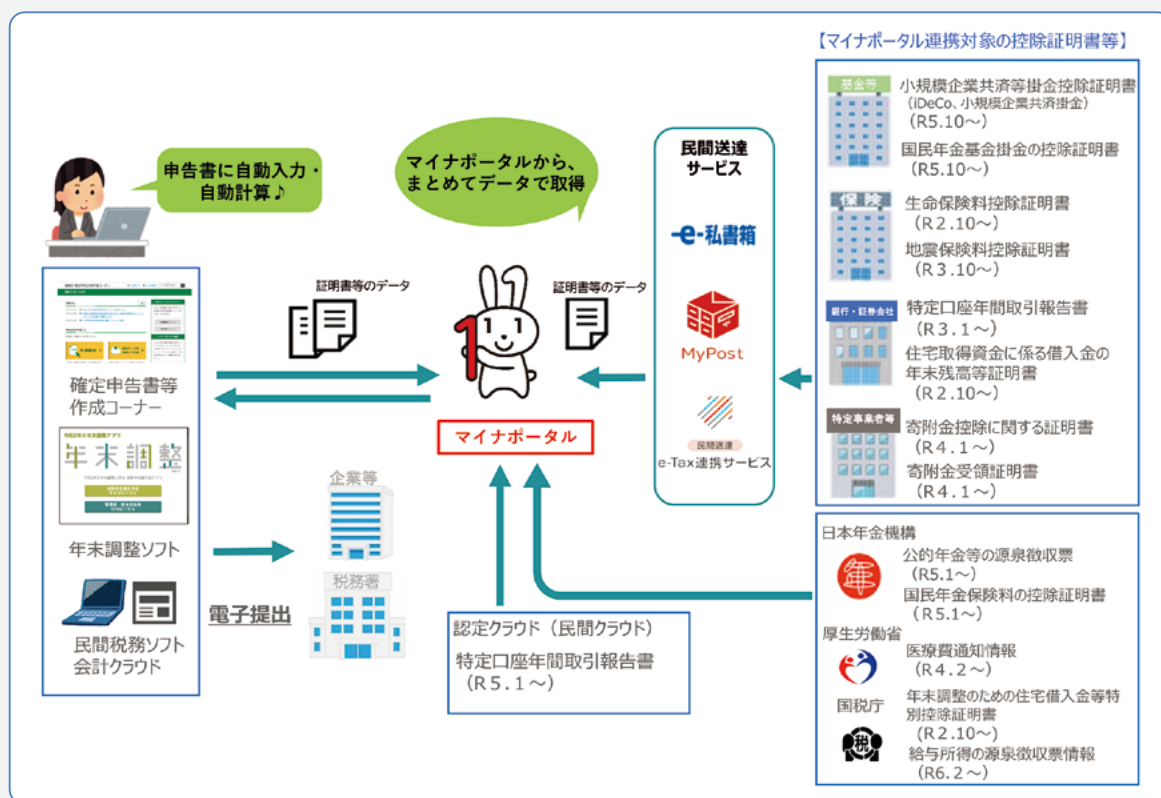
～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機として、住宅ローン控除などの申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、所得税・消費税・贈与税・相続税の申告をe-Taxで送信された方が、マイナポータル¹の「お知らせ」機能を通じて、e-Taxのメッセージボックスに格納された所得税の申告などの情報や還付申告の処理状況などを確認できるようにしました。

¹ マイナポータルとは、様々な行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする、政府が運営するオンラインサービスのことです。

また、令和2（2020）年分の年末調整・確定申告から手続をより簡単に行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータルを通じて一括取得し、各種申告書へ自動入力する機能を実現しました。自動入力の対象となるデータは、順次拡大しており、令和6（2024）年2月からは給与所得の源泉徴収票情報が連携の対象となるなど、さらに便利になっています。

■ マイナポータルを活用した自動入力機能のイメージ図



(3) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードを活用した納税者利便の向上施策を推進するとともに、確定申告や税を考える週間など様々な機会において、マイナンバーカードの普及促進に向けた周知・広報に積極的に取り組んでいます。

(4) 法人番号の付番機関としての対応

国税庁は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知しています。

また、「商号又は名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「法人番号」の基本3情報を「[国税庁法人番号公表サイト](#)」で公表しています。

法人番号は、社会的インフラとして、官民間わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索できるほか、データのダウンロード機能やWeb-API¹ 機能を提供しています。また、法人等からの登録を受けて、商号・本店の所在地の英語表記も公表しています。



国税庁法人番号
公表サイト

1 利用者のシステムから条件を指定したリクエストを送信することで、その指定した条件に合致する情報を取得することができるシステム間連携の仕組みのことです。

5 行政サービスのデジタル化の推進

～ デジタル・ガバメント¹の実現に向けて ～

令和5(2023)年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針に沿って、国税庁においても、国税に関する手続のデジタル化や納税者の視点でUI/UXの改善に取り組むほか、情報セキュリティの確保や業務・システムの効率化・合理化に取り組んでいます。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、大量の納税者情報を管理しているため、システムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、定期的なセキュリティ監査を実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、データを保有するe-Tax及びKSKシステムの基幹システムは、平成19(2007)年に国際的標準規格に準拠したISMS²適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001³に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和2(2020)年には、法人番号の指定などを行うシステムについても、同認証を取得しました。

国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムです。

システムの高度化(新たなシステムの構築)

国税庁においては、デジタルの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を目指していくこととしており、これを実現するためのインフラとして、令和8(2026)年度の本格導入に向けて、次世代システム(KSK2)の開発を進めています。

KSK2については、

- ① データ中心の事務処理を実現するシステム(紙からデータ)
- ② 現在、税目別となっているデータベース・アプリケーションの統合(縦割りシステムの解消)
- ③ 独自OSを使用する大型コンピュータを中心としたいわゆる「メインフレーム」から、市販の汎用的なOSを使用するいわゆる「オープンシステム」への刷新(メインフレームからの脱却)

といったことを開発コンセプトとしています。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「ISMS」とは、情報セキュリティマネジメントシステムの略称であり、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成17(2005)年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、平成18(2006)年5月に発行された国内規格です。

令和6年度から「国税専門B(理工・デジタル系)」区分での採用を開始

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの取組をより一層推進するため、令和5(2023)年度の国税専門官採用試験から、従来の法文系の方向けの国税専門A(法文系)とは別に、新たに理工・デジタル系の方向けの国税専門B(理工・デジタル系)を創設し、令和6(2024)年度から「国税専門B(理工・デジタル系)」区分での採用を開始しています。

国税庁では、システム開発やデータ分析、ICT調査技法の開発などを行う部署が多く設置されており、理工・デジタル系学部出身者の方が活躍できる様々なフィールドが用意されています。

詳しくは、国税庁ホームページの「[新試験区分の創設について](#)」をご覧ください。



新試験区分(理工・デジタル系)の創設について

理工・デジタル系の方向け！！

国税専門官採用試験(B区分)

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでおり、ICT分野での活躍が期待される理工・デジタル系の人材を求めています。

国税専門B区分(理工・デジタル系)は、基礎数学、情報数学、情報工学、物理、化学等といった理工・デジタル系の分野の問題が多く設定されており、幅広く、理工・デジタル系の方が受験しやすい試験となっています。

○国税専門官とは・・・

国税庁は、国の財政基盤を支える内国税の賦課・徴収を行う官庁です。国税専門官は、全国の国税局や税務署で**税のスペシャリスト**として、次のような業務を行います。

- 国税調査官** 納税者から提出された確定申告書等について、適正な申告が行われたかどうかの調査や検査を行うとともに、申告に関する指導などを行います。
- 国税徴収官** 定められた納期限までに納付されない税金の督促や滞納処分を行って、税金を徴収するとともに、納税に関する指導などを行います。
- 国税査察官** 裁判官から許可状を得て、悪質な納税者に対して捜査や差押えなどの強制調査を行い、刑事罰を求めるため検察官に告発します。



6 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

7 内部事務のセンター化

国税庁では、令和3(2021)年7月から、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担化した組織(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

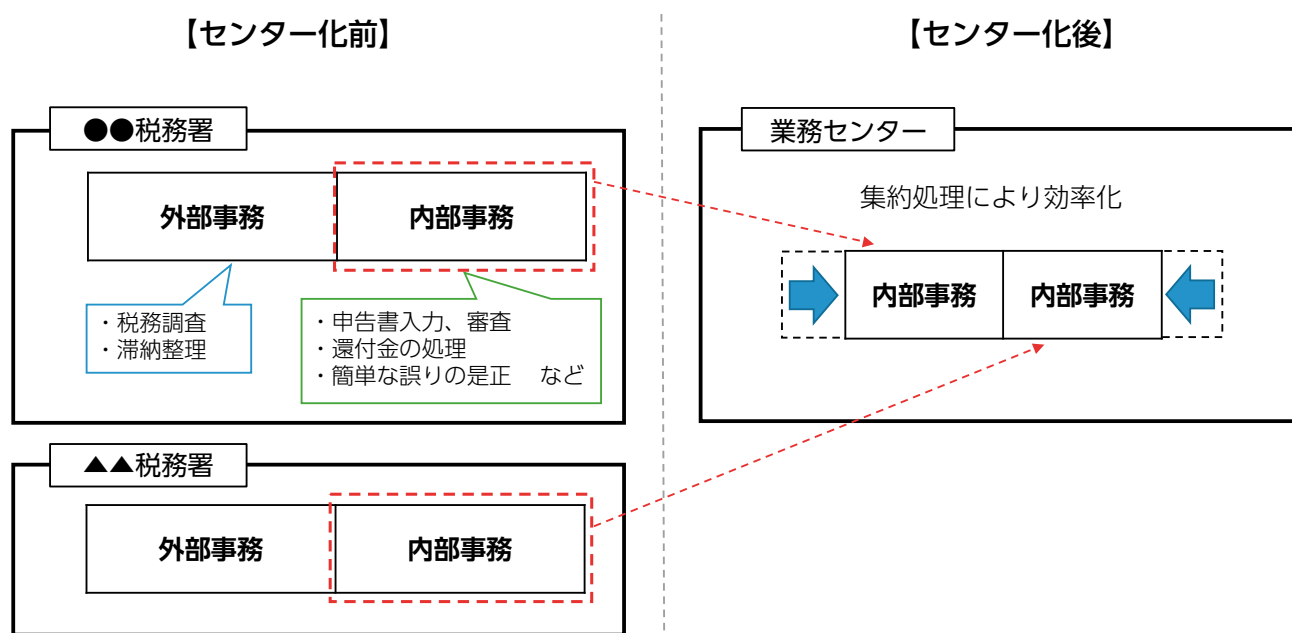
内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

「内部事務のセンター化」は、内部事務について、専担化した組織(業務センター)で集約処理することにより、事務の効率化と事務の正確性の確保を目指しています。順次、対象となる税務署を拡大しながら、令和8(2026)年には、全ての税務署を対象に内部事務のセンター化を実施することを予定しています。

効率化により確保できた事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理・データ活用といった外部事務の充実・高度化につなげていくこととしています。

内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、業務センターから納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

各国税局における「内部事務のセンター化」の実施状況など、詳しくは、国税庁ホームページの「[税務署の内部事務のセンター化について](#)」をご覧ください。



8 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、[国税庁ホームページ](#)を中心に、テレビや新聞などのマスメディア、各種広報媒体や各種説明会を通じて、納税者の申告・納税等に役立つ様々な情報を提供しています。

また、一般的な税法の解釈・取扱いについては、国税庁ホームページや税務署や市町村に設置したパンフレットなどで情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談については、電話などで回答しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様に日常生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠であると考えています。

(1) 国税庁ホームページ

～ ホームページによる分かりやすい情報提供 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内メニューを1か所に集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めています。

また、高齢の方や障害のある方を含めて、誰もが国税庁ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、文字拡大・音声読み上げ機能にも配慮したコンテンツを提供するように努めています。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和6(2024)年6月現在のものです。

The screenshot shows the NTA homepage with the following numbered callouts:

- 1** Search bar at the top right.
- 2** Navigation menu at the top.
- 3** Home button in the main navigation bar.
- 4** Emergency notice section (緊急のお知らせ).
- 5** Special site for the e-Invoice system (インボイス制度 特設サイト).
- 6** Featured words section (注目ワード).
- 7** Latest information section (新着情報).
- 8** Tax office search section (税務署を検索).
- 9** Category menu section (分野別メニュー).
- 10** SNS links section (X, LINE, YouTube, etc.).
- 11** Footer section with contact information and links.

- 1 サイト内検索**
国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能
- 2 文字拡大・音声読み上げ**
高齢の方や視覚に障害のある方のためのサポート機能
- 3 グローバルナビゲーション**
各種情報への入口となる案内表示
- 4 緊急のお知らせ**
災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示
- 5 バナー**
注目してもらいたい情報のバナーを集約して表示
- 6 注目ワード**
国税庁ホームページ内で注目してもらいたい情報に関するワードを表示
- 7 新着情報**
新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示
- 8 税務署を検索**
郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能
- 9 分野別メニュー**
アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示
- 10 SNS等**
国税庁の情報発信ツールを集約して表示
- 11 サイトマップ**
国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

※ 国税庁ホームページ以外にも、X(旧Twitter)の国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、YouTube「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含みます。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、国レベルで設置された租税教育推進関係省庁等協議会（国税庁、総務省、文部科学省などで構成）において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や税に関する作文の募集、税に関する各種イベントなどを行っています。

また、新しい学習指導要領やGIGAスクール構想など、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で、児童・生徒等が主体的・対話的に深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。

このほか、児童・生徒等が自ら租税について学習できるコンテンツを国税庁ホームページ「[税の学習コーナー](#)」に掲載するほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」において、「税務署見学」や「体験学習」を実施しています。



租税教室の様子

■ 租税教室等への講師派遣状況

年度	令和4	令和5
職員	9,126人	9,720人
職員以外	31,965人	33,721人
合計	41,091人	43,441人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

年度	令和4	令和5
高校生	148,050編	174,008編
中学生	460,918編	445,945編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しており、令和5（2023）年度は「明治～昭和戦前期の法人所得と税務行政」をテーマに、令和5（2023）年11月1日から令和6（2024）年10月31日まで法人所得に関する租税の歴史を税務行政の進展と併せて説明・展示しています。

詳しくは、国税庁ホームページの[税務大学租税史料コーナー](#)をご覧ください。



特別展示コーナー



租税史料コーナー

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

納税者自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成に繋がります。このため、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 社会人を対象とした講演会の開催回数

年度	令和4	令和5
開催回数	1,148回	1,326回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

事務年度	令和3	令和4
開催回数	19,537回	39,586回
参加人員	441千人	846千人

(5) 税務相談

～ 国税庁ホームページで税務相談 ～

納税者自らが国税に関する疑問を解決できるように、国税庁ホームページでは、「チャットボット」による相談や「タックスアンサー」などによる情報提供を行っています。

また、電話での税務相談は、各国税局に設置している電話相談センターで受け付けています。

～ チャットボットは相談範囲を拡大 ～

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも国税に関する相談ができる「**税務相談チャットボット**」を国税庁ホームページに導入しています。

チャットボットは、国税に関する疑問について気軽に相談をすることができ、国税庁ホームページに掲載されている情報へ短時間でたどり着くことができます。これまで対応していた「所得税確定申告」、「消費税確定申告」、「インボイス制度」、「年末調整」の相談に加えて、令和6（2024）年4月からは「所得税の定額減税」の相談にも対応しました。

また、**タックスアンサー**では、よくある国税の質問に対する一般的な回答を掲載しており、自分の状況やライフイベントなどに応じて検索することができます。

■ チャットボットへの質問件数

年	令和4	令和5	令和6
所得税確定申告	634万件	651万件	887万件
消費税確定申告	－	11万件	37万件
インボイス制度	19万件	69万件	
年末調整	56万件	63万件	－
定額減税	－	－	50万件

※1 原則として、各年1月から12月までの1年間の件数を示しています。ただし、「年末調整」については、10月から翌年1月までの件数を示しています。

※2 「令和6」は令和6（2024）年5月31日現在の件数を示しています。

※3 「令和6」は「消費税確定申告」と「インボイス制度」のチャットボットを統合して運用しているため、合計の件数を示しています。

■ タックスアンサーへのアクセス件数

年度	令和3	令和4	令和5
アクセス件数	8,908万件	8,079万件	8,910万件

■ 電話相談センターの相談件数

年度	令和3	令和4	令和5
相談件数	557万件	489万件	538万件

※ 聴覚障害者等専用電子メール及びファクシミリの相談件数を含みます。

国税に関するご質問・ご相談はチャットボットやタックスアンサーを是非ご利用ください。



チャットボットキャラクター
税務職員ふたば



チャットボット



タックスアンサー

～ 税務署での面接による相談は事前予約の上で対応 ～

国税に関するご質問やご相談については、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターの利用を案内しています。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、上記の方法による解決が困難な場合には、所轄の税務署において面接にて相談を受け付けています。

なお、面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要がありますことから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

(6) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などにおいては、納税者が実際に行う取引等に係る税務上の取扱いに関して、取引前又は申告期限前の照会(事前照会)に応じ回答しています。

このうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その内容を国税庁ホームページにおいて公表しています(文書回答事例)。このほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となる回答事例についても国税庁ホームページに掲載しています(質疑応答事例)。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

年度	令和4	令和5
受付件数	125件	157件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

年度末	令和4	令和5
掲載件数	2,005件	2,035件



文書回答事例



質疑応答事例

コラム ③

令和6年能登半島地震への対応(令和6(2024)年3月末現在)

1 国税の申告・納付等の期限の延長

令和6年能登半島地震の発生に伴い、令和6(2024)年1月12日付の国税庁告示により、石川県・富山県に納税地のある方を対象として、発災日である1月1日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置(地域指定)を講じるとともに、同日以後に法定納期限が到来する所得税及び消費税の振替納税に係る振替日を延長いたしました。

なお、石川県・富山県以外に納税地のある方であっても、今般の地震により被災され、申告・納付等をすることができない場合には、所轄の税務署に申請することにより、個別に期限の延長を受けることができます(個別指定)。

引き続き、被災された納税者の個々の実情を踏まえながら丁寧な対応に努めてまいります。

2 災害に関する税務上の措置等の周知

災害により被害を受けられた方の税務上の措置(手続)や義援金に関する税務上の取扱い等について、震災後速やかに、[国税庁ホームページ](#)やX(旧Twitter)等を通じて周知・広報を行いました。

また、被災された方々を支援するため、令和6(2024)年2月21日に、雑損控除を令和5(2023)年分の所得税について適用できる特例等が措置されました。国税庁においては、納税者がこうした特例措置を円滑に活用できるよう、法案の国会提出前の段階から、国税庁ホームページや地方自治体、関係団体等を通じて、その内容や手続等の周知・広報を行いました。

なお、被害の大きかった能登地域の税務署においては、庁舎外の会場を確保し申告相談を行うなど、被災された納税者が適切に相談・申告できる体制を整備しました。



令和6年能登半島地震に関するお知らせ

3 酒類業者に対する支援

被災した酒類業者に対する支援のため、被災状況や酒類業者のニーズを踏まえつつ、被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の特例措置等を実施したほか、酒蔵が数多く存在する能登地域をはじめとする、被災酒蔵等への技術支援を行っています。

(参考)被災自治体への協力

罹災証明書の発行などのため、金沢国税局から石川県内の被災市町へ職員を派遣しました。

9 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、国税庁ホームページに源泉徴収義務者の方向けのページを設け、各種手引・パンフレットや解説動画を掲載するなどにより、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

コラム 4

定額による所得税の特別控除(定額減税)への対応

1 制度の概要

デフレ完全脱却のための一時的な措置として、令和6(2024)年分所得税の納税者及びその**同一生計配偶者**(注¹)又は**扶養親族**(注²)1人(いずれも居住者に限ります。)につき、令和6(2024)年分の所得税額から3万円が控除されます。ただし、**合計所得金額**(注³)が1,805万円超の納税者は対象外とされています。

- (注) 1 同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者(以下「青色事業専従者等」といいます。))を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。
2 扶養親族とは、納税者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者等を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。
3 合計所得金額とは、純損失や雑損失などの繰越控除の適用がないものとして計算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。
* 用語の詳しい説明は、国税庁ホームページの「[タックスアンサー\(よくある質問\)](#)」をご確認ください。

(参考)個人住民税(地方税)の特別控除について

令和6(2024)年度分の個人住民税の納税義務者及びその控除対象配偶者又は扶養親族1人(いずれも居住者に限ります。)につき、令和6(2024)年度分の個人住民税所得割額から1万円が控除されます。ただし、令和6(2024)年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円超の納税者は対象外とされています。

詳細については、お住まいの自治体(市区町村)にお問い合わせください。

2 主な取組事項

定額減税の制度の仕組みや実施方法などについて、納税者や源泉徴収義務者の方々が正しく理解できるよう、周知・広報などの各種施策に取り組んでいます。

(1) 国税庁ホームページの充実

国税庁ホームページに定額減税に関する情報を集約した「[定額減税特設サイト](#)」を設け、制度について解説したパンフレットやQ&A、制度解説動画など納税者の参考となる情報を掲載しています。



定額減税特設サイト

(2) 説明会の開催・講師派遣

給与所得者の定額減税は、令和6(2024)年6月から実施することとされているため、給与支払者向けの説明会を令和6(2024)年3月下旬から全国の税務署等で開催したほか、関係民間団体等が開催する説明会・研修会に税務署から講師派遣を行いました。

(3) 相談体制の充実

給与の源泉徴収事務に係る定額減税のしかたについて、一般的な質問や相談を受け付ける「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター」を設置しています(令和6(2024)年5月31日現在)。

10 インボイス制度の円滑な開始及び定着に向けた取組

令和5(2023)年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)¹が開始されました。国税庁では、事業者の方にインボイス制度を十分理解していただき、適切に制度への対応や準備を進めていただくための周知・広報等の取組や、新たに消費税の確定申告が必要となった方の初回申告に向けた取組を実施しました。

(1) 制度の理解促進のための周知・広報等の取組

～ 制度開始前のみならず、制度開始後においても情報を発信 ～

インボイス制度については、事業者の方にインボイス制度を十分理解していただき、登録の可否の検討を含め、適切に制度への対応や準備を進めていただくことが重要であることから、国税庁では、以下のような取組を行いました。また、制度開始後は実務上のお問合せに対する情報を発信しました。

◎ 制度の理解促進のための取組

- 説明会の開催や事業団体等への講師派遣
- インボイス発行事業者の登録をするか否かを検討している事業者を対象に、「登録要否相談会」を開催
- 全国の税務署に設置している専用相談窓口（インボイス等相談コーナー）、インボイスコールセンター等による相談対応
- インターネット広告や新聞広告による周知・広報
- DM等を活用したプッシュ型の周知・広報

■ 制度開始後の情報発信

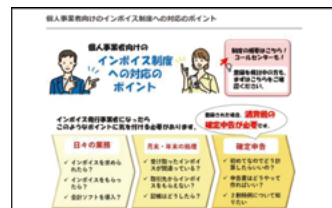
インボイスコールセンター等へのお問合せ
が多い質問などを随時更新

[illegible]

ご注意していただきたい点をマンガで周知



新たに課税事業者になった個人事業者向けにシンプルかつわかりやすくポイントを周知



イラストを使った3分程度の動画で制度の内容をわかりやすく説明



1 インボイス制度の下では、帳簿及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス（適格請求書）」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

(2) 制度開始後初めての確定申告期における取組

インボイス制度開始後初めての確定申告に向けて、円滑に申告手続きを行っていただけるように、負担軽減措置（「2割特例」等）の周知を行うとともに、事業者からの相談に的確かつ丁寧に対応できるよう相談体制を確保しました。

初めて確定申告を行う方向けの取組

申告義務を認識いただくための周知・広報

- 登録番号の通知時に、インボイス発行事業者へ消費税の申告が必要であることを説明

適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

○消費税の申告について

適格請求書発行事業者になると、事業開始以降売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。発行事業者の方で令和5年10月1日からの消費税を支払う場合は、登録してから令和5年10月1日以後は消費税の申告が必要で、消費税の申告を怠るとペナルティがあります。

消費税の申告対象は、国内において事業を営む事業者として消費税の納税義務を発生させることとなります。なお、個人事業主の方は、「確定申告書作成コーナー」に於いて消費税の確定申告書を作成することができ、マイナンバーとマイナンバーカードの提示によりワンストップ（ワンストップサービス）で確定申告（電子申告）による申告が可能です。

2割特例の申告書の自動計算に対応

- 確定申告書等作成コーナーをリニューアル

《2割特例による申告書作成の流れ》

売上（収入）金額（雑収入を含む）	5,500,000 円
うち免税取引	円
うち非課税取引	円
うち非課税商品の輸出等	円
うち不課税取引	円
うち課税取引	5,500,000 円

売上金額等の入力だけで消費税額を自動計算

納付する金額は、100,000円です。

《2割特例利用時の申告書作成手順を動画で解説》

消費税 申告書作成手順

作成コーナーを初めて使う方でも安心！

説明会の開催・相談対応体制の強化

新たに課税事業者となった方を対象とした消費税の申告方法を解説する説明会を1月末までに全国の税務署において、計1,700回程度開催

インボイスコールセンターや確定申告電話相談センターのオペレーターを増やし、相談者の自宅等から、より多くの相談に対応可能となるよう体制拡充

確定申告会場について、相談体制強化を実施

- 職員を増員した上で、消費税相談希望者に専門的に対応するエリアを設置
- 税理士による無料相談事業を消費税の申告期限まで延長

～個人事業者の消費税の申告件数は大きく増加～

令和5（2023）年分の個人事業者の消費税の申告件数は、約197万件であり、令和4（2022）年分から約92万件増加しました。

なお、令和5（2023）年中にインボイス発行事業者になった個人事業者は約198万人であり、そのうち期限内の申告者数は約174万人（約9割）でした。

また、免税事業者からインボイス発行事業者になった者は約105万人であり、そのうち期限内の申告者数は約88万人でした。

11 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

関係民間団体は、e-Taxの利用拡大に向けた取組やマイナンバー制度の普及・定着に向けた取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図りながら、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体であり、個人事業者に対する記帳指導や決算・申告に関する相談への対応、各種説明会の開催や経営支援、青色申告の普及など幅広い活動を行っています。



青色申告会
ホームページ

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すること」を目的として結成された団体であり、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である「『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組」や「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。



法人会
ホームページ

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体であり、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」(国税庁後援)の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。



間税会
ホームページ

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体であり、各納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。



納税貯蓄組合
ホームページ

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献すること」を目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体であり、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。



納税協会
ホームページ